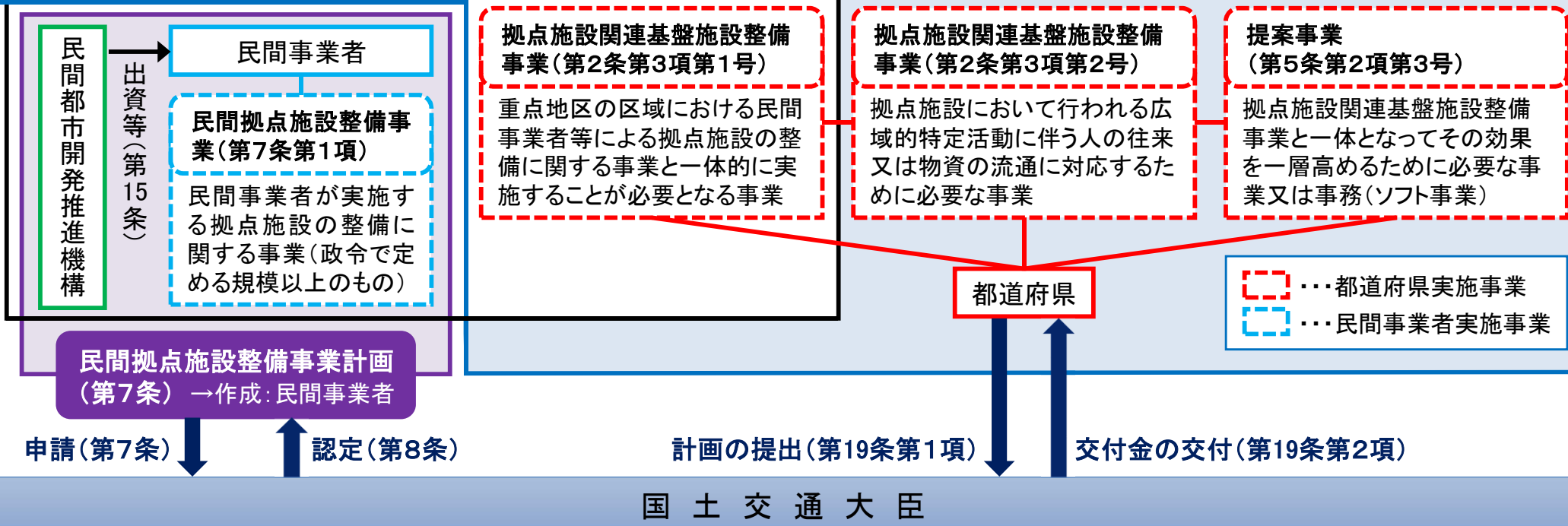


# 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の概要

- 法目的(第1条): 広域的地域活性化のための基盤整備を推進すること  
地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること

## 広域的地域活性化基盤整備計画(第5条) →作成:都道府県

- ◆ 広域的特定活動(第2条第1項): 産業生産、観光などの活動であって、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの
- ◆ 拠点施設(第2条第2項): 地域における広域的特定活動の拠点となる施設(観光施設、工業団地、教養文化施設等)
- ◆ 重点地区(第2条第3項第1号): 拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区



広域的地域活性化  
基盤整備計画の  
作成・提出にあたって

- 関係市町村への意見聴取(義務)(第5条第6項)
- 他の都道府県との境界に係る事業については、当該都道府県への意見聴取(義務)(第5条第7項)
- 市町村等が実施する事業を記載する場合は(第5条第8項)、当該市町村等の同意(義務)(第5条第9項)
- 広域地方計画協議会への協議(任意)(第6条第1項)